

官民競争入札等監理委員会ヒアリング資料

平成19年10月9日
総務省

1 無線設備の点検に用いる測定器の較正について

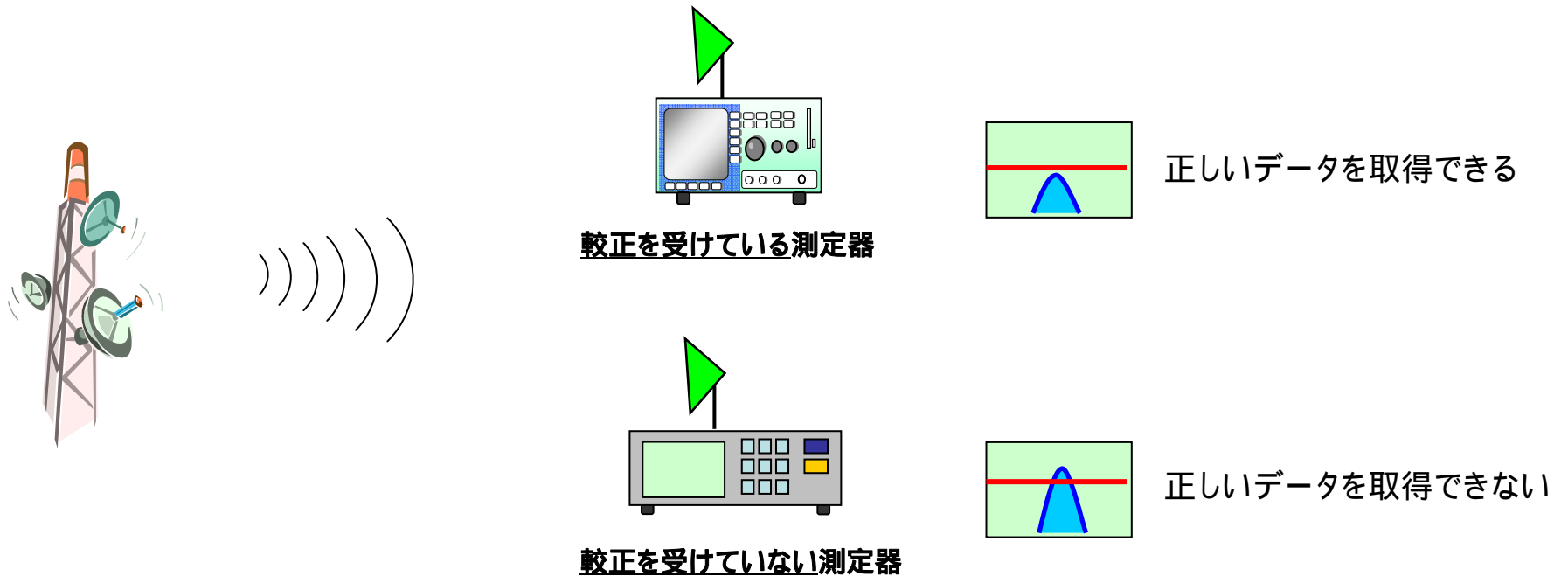
無線設備の点検に用いる測定器の較正

無線局を設置する際には、無線設備の検査が必要であり、そのうち、無線設備のデータの取得を点検という。

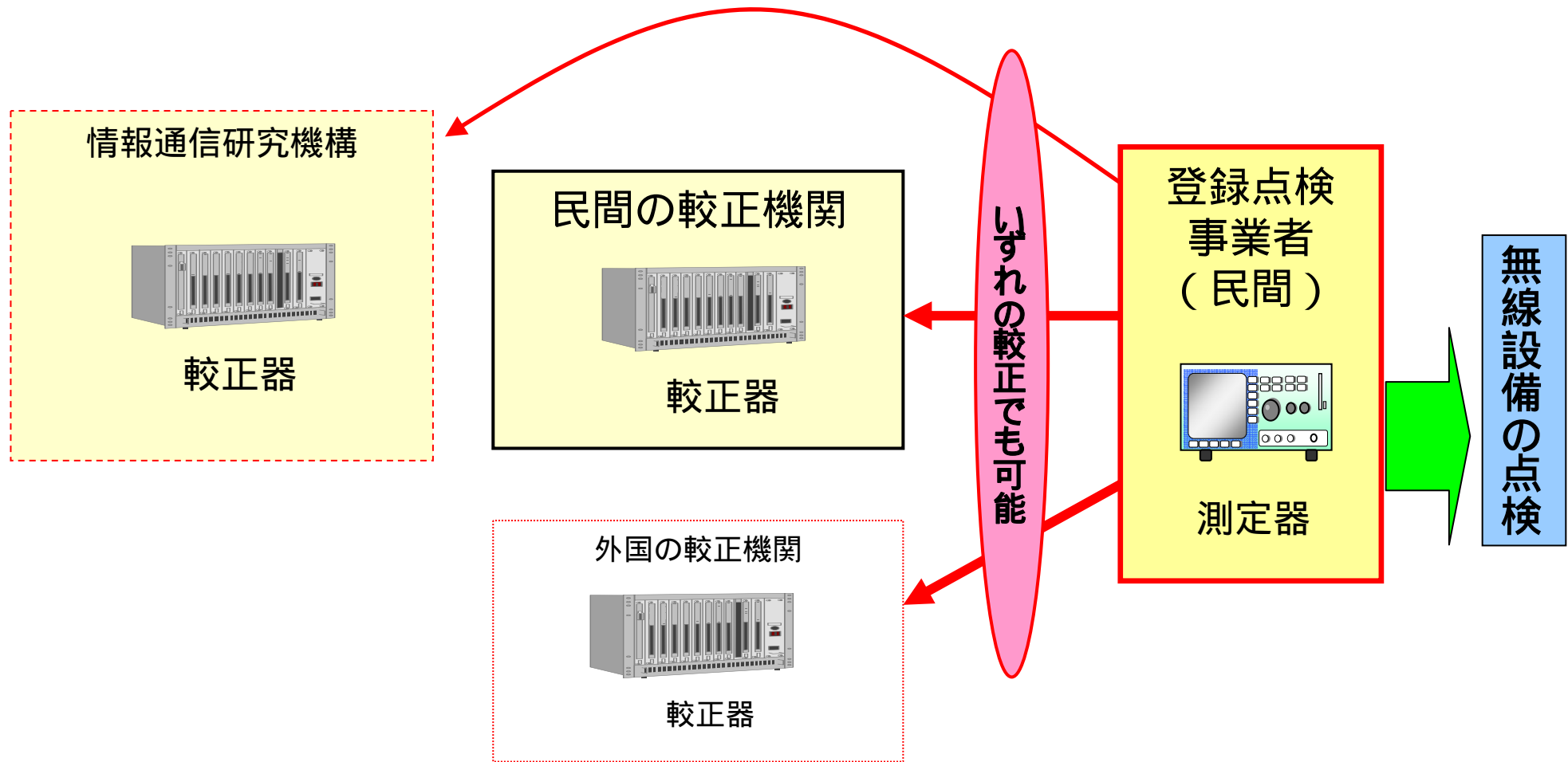
無線設備の点検を正確に行うためには、測定器の較正が必要。

無線設備の点検に用いる測定器の校正

登録点検事業者は、適切な校正を受けた測定器の使用が求められる。



無線設備の点検に用いる測定器の較正



登録点検事業者は、民間の較正機関により較正が可能。
なお、情報通信研究機構は、国家標準を有しており、同機構で較正したいというニーズにも対応。

無線設備の点検に用いる測定器の較正と官民競争入札等の導入

無線設備の点検に用いる測定器の較正については、既に民間の較正機関が多数行っており、公共サービスとして競争入札の対象となるものではない。

【参考】無線設備の点検に用いる測定器の較正に関する制度(抜粋)

電波法（昭和二十五年五月二日法律第百三十一号）

（点検事業者の登録）

第二十四条の二 無線設備等の点検の事業を行う者は、総務大臣の登録を受けることができる。

2・3 （略）

4 総務大臣は、第一項の登録を申請した者が次の各号のいずれにも適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 （略）

二 別表第二に掲げる測定器その他の設備であつて、次のいずれかに掲げる較正又は校正（以下この号、第三十八条の三第一項第二号及び第三十八条の八第二項において「較正等」という。）を受けたもの（その較正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年以内のものに限る。）を使用して無線設備の点検を行うものであること。

イ 独立行政法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）又は第百二条の十八第一項の指定較正機関が行う較正

ロ 計量法（平成四年法律第五十一号）第百三十五条又は第百四十四条の規定に基づく校正

ハ 外国において行う較正であつて、機構又は第百二条の十八第一項の指定較正機関が行う較正に相当するもの

ニ 別表第三の下欄に掲げる測定器その他の設備であつて、イからハまでのいずれかに掲げる較正等を受けたものを用いて行う較正等^注

三 （略）

注 較正された測定器を用いた較正が可能。

2 無線機器の型式検定について

無線機器の型式検定

型式検定とは、海上人命安全条約(SOLAS条約)等により、一定の性能を有する無線設備の機器を施設することが義務づけられている船舶又は航空機に搭載される当該無線設備の機器^注について、定められた性能を満足するか否かを総務大臣が検定する制度である。

注 衝突防止レーダー、救難用無線設備及び安全情報の受信装置等



国際条約により、型式検定は主管庁が行わなければならないこととされている。

海上人命安全条約(SOLAS条約)

第 章 一般規定

第2規則 定義

- (a) (略)
- (b) 「主管庁」とは、船舶の旗国の政府をいう。
- (c) ~ (n) (略)

第 章 無線通信

第14規則 性能基準

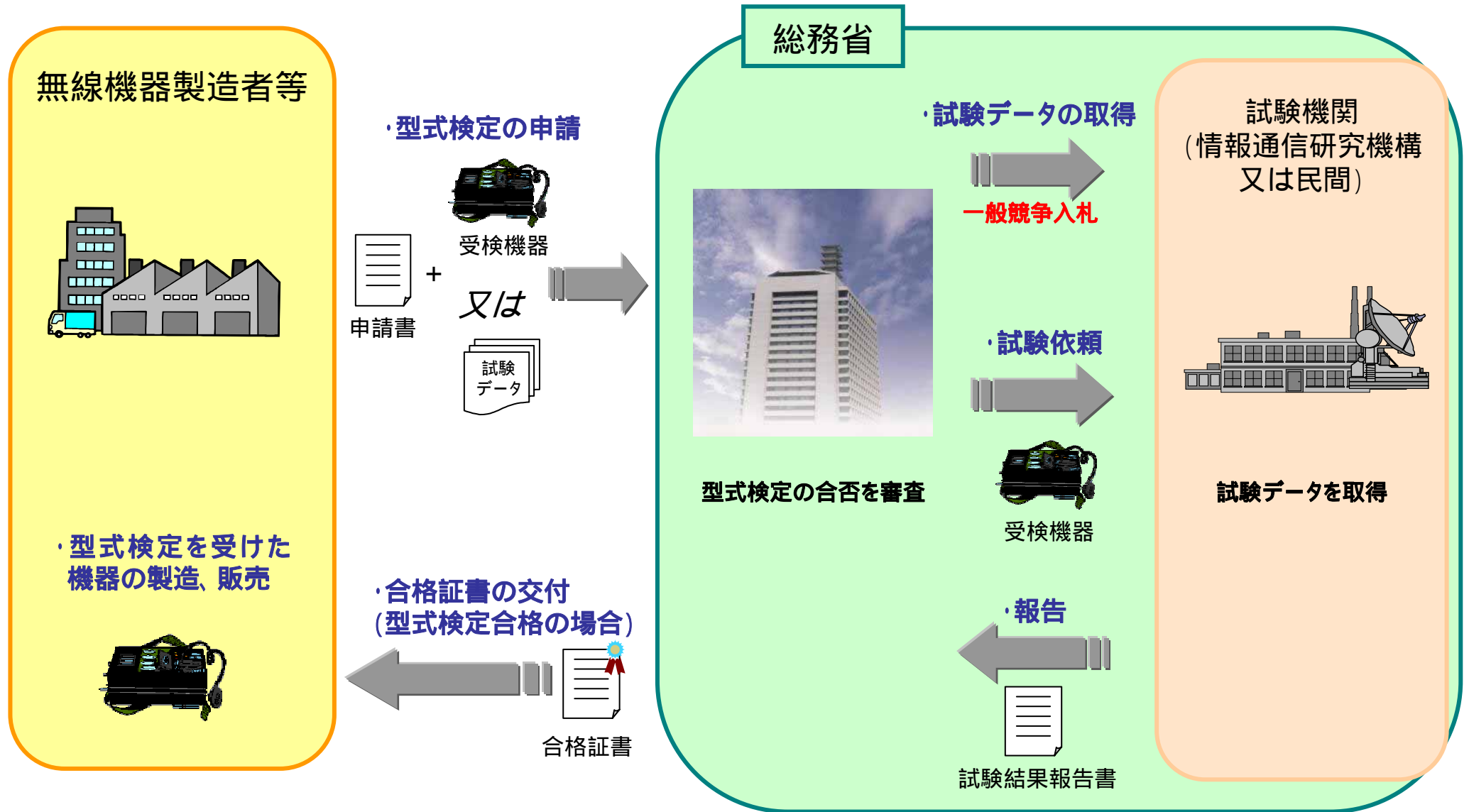
- 1 この章の規定が適用されるすべての設備は、主管庁により承認された型式のものとする。
これらの設備は、2の規定に従うことを条件として、機関が採択した性能基準を下回らない適当なものでなければならない。
- 2 (略)

無線機器の型式検定

総務大臣が国際条約に基づき実施する型式検定のうち、試験データの取得については、民間の能力も活用できるように外部の試験機関に委託することを可能としている。

合否の判定を含め型式検定としては、国際条約上の義務でもあり、総務大臣が行わなければならない。

無線機器の型式検定の実施フロー



無線機器の型式検定と官民競争入札等の導入

無線機器の型式検定は、国際条約により総務大臣が行わなければならないが、試験データの取得については、既に一般競争入札により民間の試験機関を活用できることとしている。

この一般競争入札に比べ、官民競争入札等は、みなし公務員規定、監督等が科せられることになる。

このため、無線機器の型式検定のうち試験データの取得を、民間の試験機関に対して、より厳しい規制となる官民競争入札等の対象とすることは、民間の能力の活用の観点から適当ではない。